

# 徳島県感染症発生動向調査事業実施要綱

## 第1 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第10条に基づき徳島県感染症予防計画が策定されており、感染症発生動向調査事業を感染症対策の大きな柱として位置づけている。同計画では、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の県民や医療関係者等への的確な提供・公開は、感染症対策の基本であり、全ての対策の前提となるため、特に医師等の理解と協力を得ながら、適切に進めることとしている。

また、患者及び病原体に関する情報を総合的に収集・分析し、提供・公開できる体制を構築することとしている。

これらのことから、対象とする感染症に関する情報を全国規模で迅速に収集、分析、還元するコンピュータ・オンラインシステムを活用し、有効かつ的確な感染症対策の確立に資することを目的として、本事業を実施する。

## 第2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は、次のとおりとする。

### 1 全数把握の対象

#### ア 一類感染症

- (1)エボラ出血熱、(2)クリミア・コンゴ出血熱、(3)痘そう、(4)南米出血熱、  
(5)ペスト、(6)マールブルグ病、(7)ラッサ熱

#### イ 二類感染症

- (8)急性灰白髄炎、(9)結核、(10)ジフテリア、(11)重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る）、(12)鳥インフルエンザ（H 5 N 1）

#### ウ 三類感染症

- (13)コレラ、(14)細菌性赤痢、(15)腸管出血性大腸菌感染症、(16)腸チフス、  
(17)パラチフス

#### エ 四類感染症

- (18)E型肝炎、(19)ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）、(20)A型肝炎、(21)エキノコックス症、(22)黄熱、(23)オウム病、(24)オムスク出血熱、(25)回帰熱、(26)キャサナル森林病、(27)Q熱、(28)狂犬病、(29)コクシジオイデス症、(30)サル痘、(31)重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属S F T Sウイルスであるものに限る）、(32)腎症候性出血熱、(33)西部ウマ脳炎、(34)ダニ媒介脳炎、(35)炭疽、(36)チクングニア熱、(37)つつが虫病、(38)デング熱、(39)東部ウマ脳炎、(40)鳥インフルエンザ（H 5 N 1及びH 7 N 9を除く）、(41)ニパウイルス感染症、(42)日本紅斑熱、(43)日本脳炎、(44)ハンタウイルス肺症候群、(45)Bウイルス病、(46)鼻疽、(47)ブルセラ症、(48)ベネズエラウマ脳炎、(49)ヘンドラウイルス感染症、(50)発しんチフス、(51)ボツリヌス症、(52)マラ

リア, (53)野兎病, (54)ライム病, (55)リッサウイルス感染症, (56)リフトバレー熱, (57)類鼻疽, (58)レジオネラ症, (59)レプトスピラ症, (60)ロッキー山紅斑熱

#### オ 五類感染症（全数）

(61)アメーバ赤痢, (62)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）, (63)急性脳炎（ウェストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）, (64)クリプトスボリジウム症, (65)クロイツフェルト・ヤコブ病, (66)劇症型溶血性レンサ球菌感染症, (67)後天性免疫不全症候群, (68)ジアルジア症, (69)侵襲性インフルエンザ菌感染症, (70)侵襲性髄膜炎菌感染症, (71)侵襲性肺炎球菌感染症, (72)先天性風しん症候群, (73)梅毒, (74)破傷風, (75)パンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症, (76)パンコマイシン耐性腸球菌感染症, (77)風しん, (78)麻しん

#### カ 新型インフルエンザ等感染症

(105)新型インフルエンザ, (106)再興型インフルエンザ

#### キ 指定感染症

(107)中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）, (108)鳥インフルエンザ（H7N9）

## 2 定点把握の対象

#### 五類感染症（定点）

(79)RSウイルス感染症, (80)咽頭結膜熱, (81)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎, (82)感染性胃腸炎, (83)水痘, (84)手足口病, (85)伝染性紅斑, (86)突発性発しん, (87)百日咳, (88)ヘルパンギーナ, (89)流行性耳下腺炎, (90)インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）, (91)急性出血性結膜炎, (92)流行性角結膜炎, (93)性器クラミジア感染症, (94)性器ヘルペスウイルス感染症, (95)尖圭コンジローマ, (96)淋菌感染症, (97)クラミジア肺炎（オウム病を除く）, (98)細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く）, (99)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症, (100)マイコプラズマ肺炎, (101)無菌性髄膜炎, (102)メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症, (103)薬剤耐性アシネットバクター感染症, (104)薬剤耐性緑膿菌感染症

#### 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(109)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは(110)発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）

## 3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告対象

(12)鳥インフルエンザ（H5N1）

### 第3 実施主体

実施主体は、徳島県とする。

### 第4 実施体制

#### 1 徳島県感染症情報センター

県域における患者情報及び病原体情報を収集・分析し、全国情報と併せて、これらを速やかに徳島県保健福祉部健康増進課（以下、健康増進課という。）及び医師会等の関係機関に提供・公開するため、徳島県感染症情報センター（以下、感染症情報センターという。）を徳島県立保健製薬環境センター（以下、保健製薬環境センターという。）内に置く。

#### 2 指定届出機関（定点）

県は、定点把握対象の五類感染症について、患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集するため、患者定点、疑似症定点及び病原体定点をあらかじめ選定する。

#### 3 分析班

健康増進課、感染症情報センター、徳島県医師会感染症対策委員会、その他必要に応じた関係機関で、電話及びファクシミリ等により協議し、情報分析を行う。

#### 4 徳島県健康対策審議会感染症部会

情報の収集、分析の効果的・効率的な運用を図るため、徳島県健康対策審議会感染症部会に対し、調査の在り方、今後の活用等について諮ることとする。

### 第5 事業の実施

#### 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

##### （1）調査単位及び実施方法

###### ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知（以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、国が定める届出基準の別記様式1－1から4－43を用いて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。また、保健所から依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て行政検査依頼書を添付して保健製薬環境センターに送付する。

###### イ 保健所

（ア）上記アの届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、原則として保健所は、当該患者又は保護者の同意を得た上で、当該

患者（A型肝炎とマラリアを除く）を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の保健製薬環境センターへの提供について、行政検査依頼書を添付して依頼するものとする。

(イ) 保健所は、感染症情報センターから提供された患者情報及び病原体情報について、市町村、市町村教育委員会、管内医師会、感染症指定医療機関、指定届出機関等の関係機関に対し、地域の実情に応じた分析を加え、情報提供する。なお、保健所において上記アの届出について、地域の特性に応じた適切な方法を用いて、届出があった事実（個人情報に関する事項を除く）を前記のうち適当な機関に迅速に連絡する。

#### ウ 保健製薬環境センター

(ア) 保健製薬環境センターは、行政検査依頼書及び検体又は病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、感染症情報センター及び健康増進課に報告する。

(イ) 検査のうち、保健製薬環境センターにおいて実施することが困難なもの等については、必要に応じて国立感染症研究所等に検査を依頼（検体を送付）する。

(ウ) 保健製薬環境センターは、患者が一類感染症と診断されている場合、県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

#### エ 健康増進課

健康増進課は、管内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

なお、(1) アの届出があった場合には、適切な方法を用いて、届出があつた事実（個人情報に関する事項を除く）を関係機関に迅速に連絡する。

#### オ 感染症情報センター

(ア) 感染症情報センターにあっては、保健製薬環境センターから報告された病原体情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。

(イ) 感染症情報センターは、県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、健康増進課及び関係各課、保健所、市町村、県及び都市医師会、感染症指定医療機関、指定届出機関等関係機関に提供・公開する。

### 2 全数把握対象の五類感染症

#### (1) 対象とする感染症の状態

各々の全数把握対象の五類感染症について、届出基準を参考とし、当該疾患の患者と診断される場合とする。

## (2) 調査単位及び実施方法

### ア 診断した医師

上記（1）に該当する患者を診断した医師は、届出基準の別記様式5-1～5-14を用いて、7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。

また、保健所から依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て保健製薬環境センターに送付する。

### イ 保健所

（ア）上記アの届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、アーベ赤痢、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、侵襲性髄膜炎菌感染症、先天性風しん症候群、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、風しん又は麻しんの患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の保健製薬環境センターへの提供について、行政検査依頼書を添付して依頼するものとする。

（イ）保健所は、感染症情報センターから提供された患者情報及び病原体情報について、市町村、市町村教育委員会、管内医師会、感染症指定医療機関、指定届出機関等の関係機関に対し、地域の実情に応じた分析を加え、情報提供を行う。なお、管内の患者情報等に特異な傾向が見られる場合には、健康増進課と協議の上、その情報について前記のうち適当な機関に提供する。

### ウ 保健製薬環境センター

（ア）保健製薬環境センターは、行政検査依頼書及び検体又は病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、感染症情報センター及び健康増進課に報告する。

（イ）検査のうち、保健製薬環境センターにおいて実施することが困難なもの等については、必要に応じて国立感染症研究所等に検査を依頼（検体を送付）する。

（ウ）保健製薬環境センターは、県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

### エ 健康増進課

健康増進課は、管内の患者情報について、保健所が診断した医師から届出を受けてから7日以内に、登録情報の確認をする。

才 感染症情報センター

- (ア) 感染症情報センターにあっては、保健製薬環境センターから報告された検査情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。
- (イ) 感染症情報センターは、県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、健康増進課及び関係各課、保健所、市町村、県及び郡市医師会、感染症指定医療機関、指定届出機関等関係機関に提供・公開する。

3 定点把握対象の五類感染症

(1) 対象とする感染症の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、届出基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の選定、調査単位等

ア 患者定点

定点の種別、担当すべき医療機関の条件、対象疾患、調査単位及び報告様式は別表1のとおりとし、定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、徳島県医師会の協力を得て、医療機関の中から患者定点を選定し、感染症法第14条第1項に基づき指定する。

なお、患者定点の数は、保健所管内人口等を勘案し、別表2のとおりとする。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、患者定点として選定された医療機関の中から病原体定点を選定し、依頼するものとする。

(3) 実施方法

ア 患者定点

(ア) 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。

(イ) (2) のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、届出基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等を記載する。

(ウ) (イ) の届出に当たっては、法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 病原体定点

病原体定点として選定された医療機関は、別に定める病原体検査指針により、微生物学的検査のために検体を採取し、感染症検査票（病原体）を添えて、検体の前処理及び搬送を担当する専門業者を介して保健製薬環境センターに送付する。

#### ウ 保健所

- (ア) 保健所は、患者定点から得られた患者情報が、週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとする。また、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報については、健康増進課へ報告する。
- (イ) 保健所は、感染症情報センターから提供された患者情報及び病原体情報について、週報（月単位の場合は月報）として、市町村、市町村教育委員会、管内医師会、感染症指定医療機関、患者定点等の関係機関に配布する。なお、管内の患者情報等に特異な傾向が見られる場合には、健康増進課と協議の上、その情報について前記のうち適当な機関に提供する。

#### エ 保健製薬環境センター

- (ア) 保健製薬環境センターは、病原体定点から検体が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、感染症情報センターに報告するものとする。
- (イ) 検査のうち、必要な場合には、国立感染症研究所等に検査を依頼（検体を送付）する。
- (ウ) 保健製薬環境センターは、県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、厚生労働省健康局結核感染症課からの依頼に基づき、検体を国立感染症研究所等に送付する。

#### オ 健康増進課

健康増進課は、管内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

#### カ 感染症情報センター

- (ア) 感染症情報センターは、保健製薬環境センターから報告された病原体情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。
- (イ) 感染症情報センターは、県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、健康増進課及び関係各課、保健所、市町村、県及び都市医師会、感染症指定医療機関、指定届出機関等関係機関に提供・公開する。

### 4 法第14条第1項に規定する疑似症

#### (1) 対象とする疑似症

各々の疑似症について、届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

## (2) 定点の選定

### ア 疑似症定点

定点の種別、担当すべき医療機関の条件、対象疾患、調査単位及び報告様式は別表1のとおりとし、疑似症の発生状況を地域的に把握するため、徳島県医師会の協力を得て、医療機関の中から患者定点を選定し、感染症法第14条第1項に基づき指定する。

なお、疑似症定点の数は、保健所管内人口等を勘案し、別表2のとおりとする。

## (3) 実施方法

### ア 疑似症定点

(ア) 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における届出基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。

(イ) (2) のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、届出基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として症候群サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。

(ウ) (イ) の届出に当たっては、法施行規則第7条に従い行うものとする。

### イ 保健所

(ア) 保健所は、疑似症定点における症候群サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報については、健康増進課へ報告する。

(イ) 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、必要に応じて市町村、市町村教育委員会、管内医師会、感染症指定医療機関、患者定点等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

### ウ 健康増進課

健康増進課は、管内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

### エ 感染症情報センター

(ア) 感染症情報センターは、県域内の全ての疑似症情報を収集、分析する。

(イ) 感染症情報センターは、中央感染症情報センターから週報等として公表される全国情報と(ア)の結果を併せて、健康増進課及び関係各課、保健所、市町村、県及び都市医師会、感染症指定医療機関、指定届出機関等関係機関に提供・公開する。

## 5 積極的疫学調査

(1) 積極的疫学調査とは、法第15条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査をいう。

(2) 積極的疫学調査が行われる場合としては、①一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症が発生した場合、②五類感染症等に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合等が考えられるが、個別の事例に応じ、健康増進課と協議の上、保健所において適切に判断する。また、保健所が積極的疫学調査を行う場合にあっては、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と密接な連携を図ることにより、地域における流行状況や原因不明の感染症等の迅速な把握を進めていく。

## 6 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

### (1) 保健所

鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、別に定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。

なお、医療機関より提出される検体には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。

### (2) 保健製薬環境センター

ア 保健製薬環境センターは、検体が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあっては、法施行規則第9条第2項に従い、検体を国立感染症研究所に送付する。

## 第6 その他

本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて別途定めることとする。

### 附 則

この実施要綱は、平成15年3月20日から施行する。

### 附 則

この実施要綱の改正は、平成15年9月1日から施行する。

### 附 則

この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。

**附 則**

この実施要綱の一部改正は、平成19年12月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

**附 則**

この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。

**附 則**

この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。

**附 則**

この実施要綱の一部改正は、平成20年7月1日から施行する。

**附 則**

この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。

**附 則**

この実施要綱の一部改正は、平成23年5月1日から施行する。

**附 則**

この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。

**附 則**

この実施要綱の一部改正は、平成25年2月22日から施行し、同年3月4日から適用する。

**附 則**

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

**附 則**

この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。

**附 則**

この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。

**附 則**

この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。

**別表1 患者定点の種別、担当すべき医療機関の条件、対象疾患、調査単位及び報告様式**

患者定点の種別	担当すべき医療機関の条件等	対象疾患	調査単位	報告様式
小児科定点	小児科を標榜する医療機関 (主として小児科医療を提供しているもの)	(79) R S ウイルス感染症, (80) 咽頭結膜熱, (81) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎, (82) 感染性胃腸炎, (83) 水痘, (84) 手足口病, (85) 伝染性紅斑, (86) 突発性発しん, (87) 百日咳, (88) ヘルパンギーナ, (89) 流行性耳下腺炎	週単位 (月曜日～日曜日)	別記様式 7-1
インフルエンザ定点	前項の小児科定点、内科を標榜する医療機関(主として内科医療を提供しているもの) 及び後記の基幹定点(入院患者限定)	(90) インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	週単位 (月曜日～日曜日)	別記様式 7-2 7-2(2)
眼科定点	眼科を標榜する医療機関 (主として眼科医療を提供しているもの)	(91) 急性出血性結膜炎, (92) 流行性角結膜炎	週単位 (月曜日～日曜日)	別記様式 7-3
性感染症定点	産婦人科、産科、婦人科(産婦人科系)又は性病科、泌尿器科、皮膚科、皮膚泌尿器科(泌尿器科・皮膚科系)を標榜する医療機関(主として各々の標榜科の医療を提供しているもの)	(93) 性器クラミジア感染症, (94) 性器ヘルペスウイルス感染症, (95) 尖圭コンジローマ, (96) 淋菌感染症	月単位	別記様式 7-4
基幹定点	患者を300人以上収容する施設を有し、内科及び外科を標榜する病院(小児科医療、内科医療及び外科医療を提供しているもの)	(82) 感染性胃腸炎(うち病原体がロタウイルスであるもの) (97) クラミジア肺炎(オウム病を除く), (98) 細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く) (100) マイコプラズマ肺炎 (101) 無菌性髄膜炎	週単位 (月曜日～日曜日)	別記様式 7-5
		(99) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症, (102) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症, (103) 薬剤耐性アシнетバクター感染症, (104) 薬剤耐性緑膿菌感染症	月単位	別記様式 7-6

別表2

## 患 者 定 点 の 数

管轄保健所	小児科	インフルエンザ	眼科	性感染症	基幹	計
徳島	13	8	2	3	2	28
阿南	2	2	1	2	1	8
美波	1	1	1	—	1	4
吉野川	3	2	—	1	1	7
美馬	2	1	—	—	1	4
三好	2	1	—	—	1	4
計	23	15	4	6	7	55